

ASAHI NEWS

令和2年9月10日
第126号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 9月の主な予定 ■■■

税務・会計

9月30日：3月決算法人の中間決算日

経営・経済

9月11日：第3四半期の法人企業景気予測調査(財務省・内閣府)

9月16日：日銀金融政策決定会合(日銀、17日まで)

9月16日：貿易統計発表(財務省)

9月17日：黒田東彦日銀総裁会見(日銀)

9月18日：全国消費者物価指数発表(総務省)

9月18日：第2四半期の米経常収支(米:商務省)

9月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)

9月30日：第2四半期の米GDP確定値(米:商務省)



住宅ローン減税の適用要件の弾力化について

これまでも新型コロナウイルス感染症に対する支援制度を特集してきましたが、9月10日配信号につきましては、個人の所得税に關係する住宅ローン減税の適用要件の弾力化についてを取り上げます。

令和2年4月30日に成立した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」による支援制度です。

制度の概要

- 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、特例措置の対象となります。
- 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件(取得の日から6か月以内)について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、一定の期日までに増改築等の契約を行っている等の要件を満たしていれば、入居期限を「増改築等完了の日から6か月以内」となります。

制度の内容

① 住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について

令和2年12月31日
までに入居



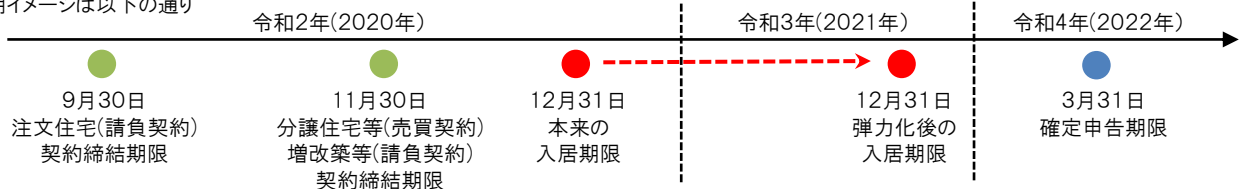
契約期限等の要件(*)を満たし
令和3年12月31日
までに入居



(※)以下の要件を満たす必要あり

- 一定の期日までに契約が行われていること
 - 注文住宅(請負契約) 令和2年9月末
 - 分譲住宅・既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合: 令和2年11月末
- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと

※適用イメージは以下の通り



② 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件(取得の日から6か月以内)について

既存住宅取得の日から
6ヶ月以内に入居



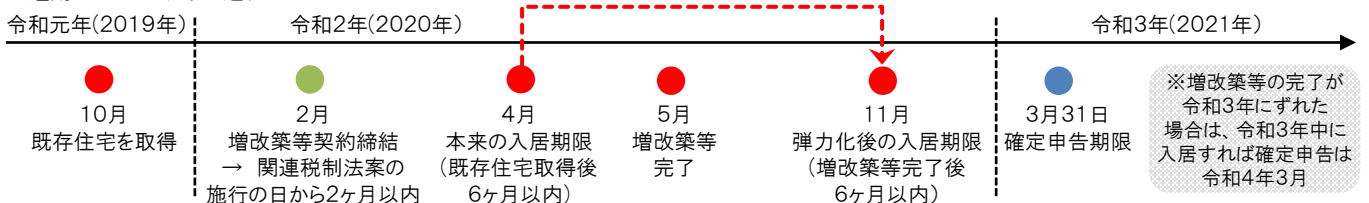
契約期限等の要件(*)を満たし
増改築等完了の日から
6ヶ月以内入居



(※)以下の要件を満たす必要あり

- 以下のいずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
 - 既存住宅取得の日から5ヶ月後まで
 - 関連税制法案の施行の日から2ヶ月後まで(施行の日より前に契約が行われている場合でも構いません)
- 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

※適用イメージは以下の通り



出典:「国土交通省HP住宅ローン減税」を基に作成

手続き等

確定申告時に「契約の時期を確認する書類(請負契約書の写しや売買契約書の写しなど)」及び「入居が遅れたことを証する書類(入居時期に関する申告書兼証明書)」を提出する必要があります。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

テレワーク減税 (中小企業経営強化税制の拡充) について

新型コロナウイルス感染症の対応策として中小企業経営強化税制が拡充され、テレワーク等のための設備(デジタル化設備)が対象に加えられました。あわせて経営力向上計画の申請や認定についても柔軟な取扱いが新たに講じられています。



制度拡充の概要

中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、特定の設備(特定経営力向上設備)に投資を行った場合、即時償却あるいは設備投資額の10%(資本金3千万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除(※1)が受けられる制度です。青色申告書を提出する中小企業者等が対象となります。

(※1) 税額控除は、本税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の税額控除合計でその事業年度の法人税(個人事業主は所得税)の額の20%を上限とし、限度超過部分は翌年度へ繰越可能

従来の生産性向上設備(A類型)と収益力強化設備(B類型)の二種類に加えて、新たにテレワーク導入等のために行う設備投資もデジタル化設備(C類型)として特定経営力向上設備に追加されました。

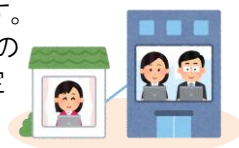
概要は下の表のとおりです。

< 今回追加 >

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備 (B類型)	デジタル化設備 (C類型)
要件	旧モデル比で年平均1%以上の生産性向上	投資収益率が年平均5%以上	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備
対象設備	機械装置 : 10年以内販売開始 工具(測定工具及び検査工具) : 5年以内販売開始 器具備品 : 6年以内販売開始 建物附属設備 : 14年以内販売開始 ソフトウェア(設備稼働状況等の情報収集・分析・指示機能を有するもの) : 5年以内販売開始	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械装置 ● 工具 ● 器具・備品 ● 建物附属設備 ● ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械装置 ● 工具 ● 器具・備品 ● 建物附属設備 ● ソフトウェア
	設備一台・一基あたりの金額 : 機械装置160万以上、工具・器具備品30万以上、建物附属設備60万以上、ソフトウェア70万以上のものが対象 中古品は対象外		
確認者	工業会	経済産業局	経済産業局
適用期間	令和3年3月31日までに取得し、指定事業の用に供すること		

設備の取得時期について～経営力向上計画の申請・認定に関する特例的取扱い

本税制の適用を受けるためには、経営力向上計画の「認定後」に設備を取得することが原則です。しかし、この点については従来から例外が設けられていました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で確認書などの取得が遅れる等で期限までに認定が受けられない事態への対応として、一定期間に取得した設備について、さらに柔軟な取扱いを認める特例が設けられました。この特例はC類型だけでなく、従来のA類型、B類型に係る経営力向上計画にも適用が認められます。



原則	例外(※1) (下記の両方を充足すること)	特例(※1)
経営力向上計画の認定後に設備を取得する	設備取得の日から60日以内に計画が「受理」される	令和2年2月以降に取得した設備に関しては、設備取得から受理までの期間が60日を超えても、令和2年9月30日までの申請は受理される
	設備を取得し事業の用に供した年度内に計画の「認定」を受ける	令和2年9月30日までに申請された計画については、設備を取得し事業の用に供した事業年度内に認定を受けたものとして扱われる(※2)

(※1) この場合でも、B・C類型での経済産業局への確認の申請は設備取得より前に行う必要があります。また計画の申請(受理)にあたっては、工業会の証明書(A類型)あるいは経済産業局の確認書(B・C類型)が必要となります。

(※2) 審査の結果、計画の認定が受けられなかった場合は、本税制の適用は受けられないことになり、特例により認定を受けたものとして既に行った申告については、修正申告をすることになります。